

## 特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、職務上の旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

### 2 書き方

- (1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。
- (2) 「職務を遂行した場所」欄には、勤務する場所を離れて職務を遂行した場所を記入します。  
なお、職務を遂行した場所が6ヶ所以上ある場合は、この依頼書を複数枚使用の上、「次葉がある場合」欄の「(全 枚のうち 枚目)」の左側の空白に使用した依頼書の総枚数を、右側の空白に該当する依頼書の頁数を記入してください。  
また、使用しない箇所については、斜線を引いてください。
- (3) 「旅行期間」欄には、上記(2)の職務を遂行した場所に係るその旅行期間を記入してください。
- (4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、職務上の旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

## 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(注) 依頼書が複数枚ある場合は、最後の依頼書に係る証明書にのみ所定の事項を記入等してください。